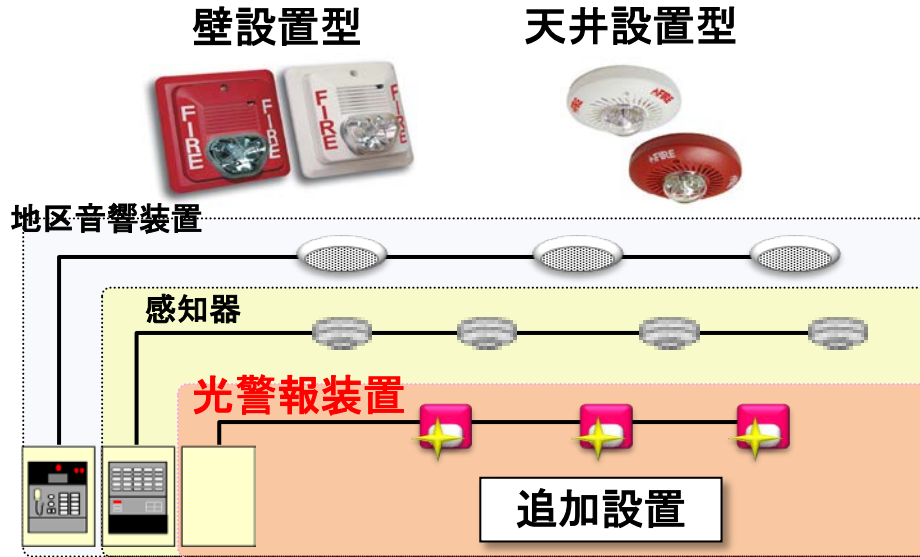


高齢者や障がい者に適した火災警報装置の調査検討事業について

資料1-4



音以外の方法による警報装置として、米国及び英国等の諸外国においては、光警報装置を中心として基準や規格が整備され、事業所への導入・普及が進んでいる。

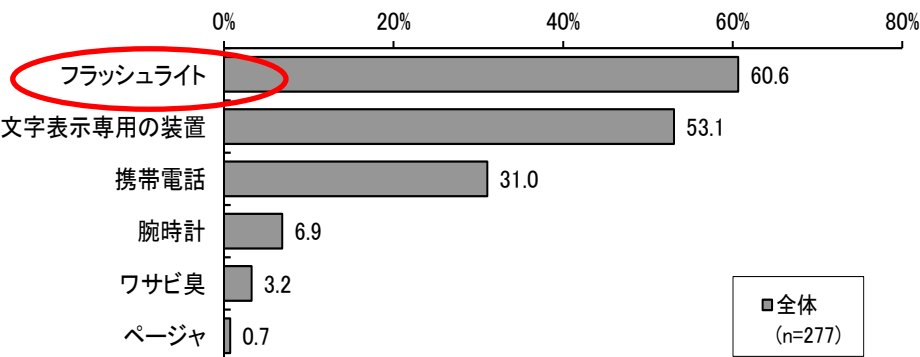
事業所に設置するものとしては、自動火災報知設備に光警報装置を付加して、建築物等に固定して使用するシステムが一般的である。

平成22年度アンケート調査(聴覚障がい者277人を対象に実施)

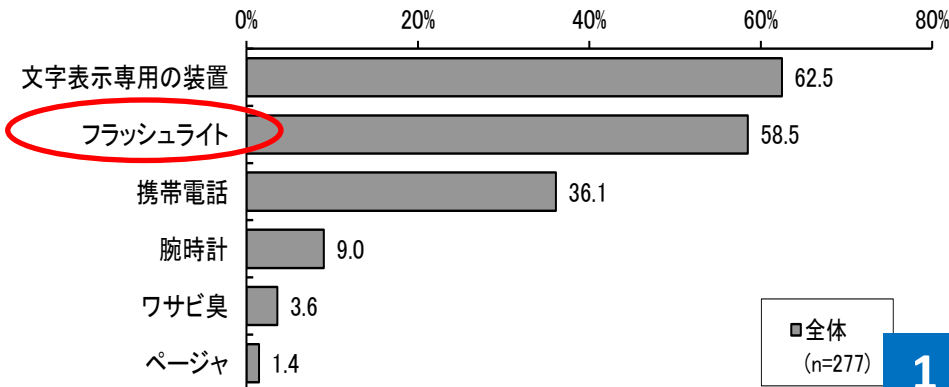
「ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等の導入・普及のあり方に関する報告書」

Q. 音以外の火災警報設備を設置する際に有効な設備として考えるものについて

(健聴者である知人・同僚・友人等と一緒にいて火災の発生を知らせてくれる場所)



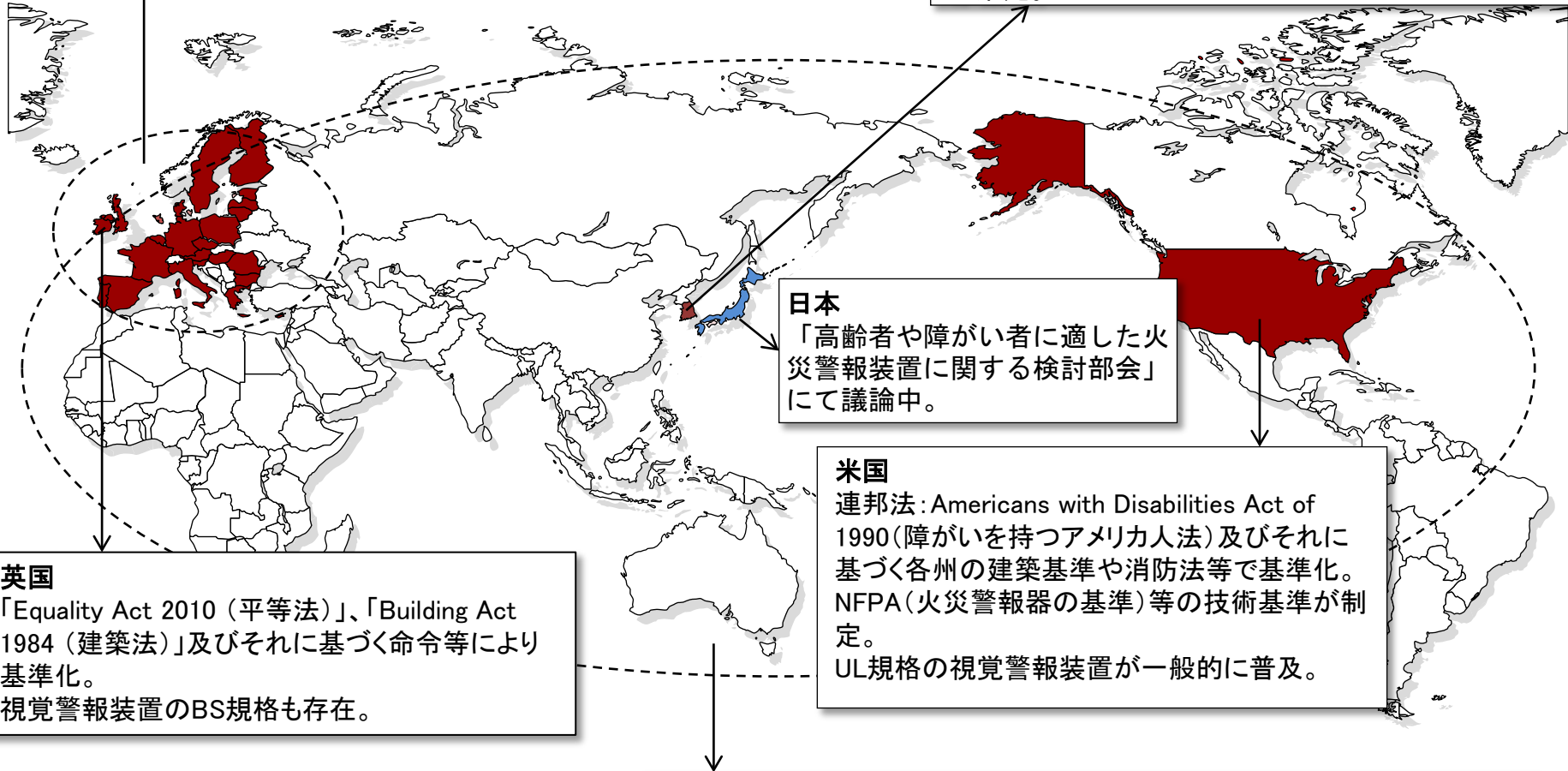
(多数の人がいるが、火災の発生を知らせてくれるような健聴者の知人・同僚・友人等と一緒にいるとは限らない場所)



各国の基準化の動向(確認しているもの)

EU
欧州規格として視覚警報装置のEN規格を策定。ISO規格案に準拠した内容となっている。

韓国
「消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律施行令」において基準化。
「光による警報器の性能試験技術基準」を消防防災庁が策定。



英国
「Equality Act 2010 (平等法)」、「Building Act 1984 (建築法)」及びそれに基づく命令等により基準化。
視覚警報装置のBS規格も存在。

日本
「高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する検討部会」にて議論中。

米国
連邦法: Americans with Disabilities Act of 1990(障がいを持つアメリカ人法)及びそれに基づく各州の建築基準や消防法等で基準化。
NFPA(火災警報器の基準)等の技術基準が制定。
UL規格の視覚警報装置が一般的に普及。

ISO
2009年4月に国際標準化機構(ISO)内の消防・消火装置関連の事務局より国際規格化の新作業項目として提案、審議開始。現在、最終投票に係る意見調整中。

■ 基準化(基準もしくは機器の規格)

(参考) 各国の基準化の動向 (確認しているもの)

	 米 国	 英 国	 韓 国
根拠法	1. 連邦法: Americans with Disabilities Act of 1990 (障がいを持つアメリカ人法) 2. 州法: 各州の建築基準や消防法等 (例: IBC, ICC)	1. Equality Act 2010 (平等法) 2. Building Act 1984 (建築法) 3. Regulatory Reform Act 2001 (規制改革法) (火災安全命令)	1. 消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律施行令 2. 自動火災報知器の火災安全基準 (NFSC203) 3. 光警報装置の性能試験技術基準
設置義務対象物	<p>ADAで定められる以下の(A)~(L)の計12カテゴリーのうち、州法(建築基準、消防法等)で火災警報器の設置を義務付けられている施設</p> <p>(A) 旅館、ホテル、モーテル、その他宿泊施設のうち5部屋以下のものと所有者が居住している場合を除く (B) レストラン、バー、その他飲食施設 (C) ミニシアター、映画館、コンサートホール、スタジアム、その他娯楽施設 (D) 公会堂、コンベンションセンター、講堂その他集会場 (E) パン屋、雑貨品店、服飾店、ホームセンター、ショッピングセンターその他小売店 (F) コインランドリー、ドライクリーニング店、銀行、理髪店、美容院、旅行代理店、修理店、葬儀場、ガソリンスタンド、会計または弁護士事務所、薬局、保険代理店、ヘルス・ケア店その他サービス店 (G) ターミナル、ステーションその他公共交通機関の駅 (H) 博物館、図書館、ギャラリーその他展示場 (I) 公園、動物園、遊園地その他レクリエーション施設 (J) 幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、大学、大学院その他教育施設 (K) デイケアセンター、老人ホーム、ホームレスシェルター、フードバンク、養子縁組斡旋業者その他ソーシャルサービスセンター (L) 体育館、健康スパ、ボーリング場、ゴルフコースその他エクササイズレクリエーション施設</p>	1. 住宅以外の建物(技術仕様書 B2) 2. 住宅以外のビル施設における宿泊施設 (技術仕様書 M4.24) 3. 住宅以外の建物における衛生設備(トイレ、シャワー等) (技術仕様書 M 5.4)	1. 近隣生活施設、医療施設、宿泊施設、レジャー施設、式場で延床面積600㎡以上 2. 文化及び集会施設、宗教施設、販売施設、運輸施設、運動施設、業務施設、倉庫施設のうち物流ターミナル、発電施設で延床面積1,000㎡以上 3. 老弱者施設で延床面積400㎡以上 4. 教育研究施設のうち図書館で延床面積2,000㎡以上 5. 地下街のうち地下商店街

これまでの検討経緯について

平成元年頃から消防庁及び消防関係団体等において検討

平成22年度

聴覚障がい者に対応した火災警報設備等の導入・普及のあり方に関する検討会

- ・ 欧米をはじめとする諸外国では光警報装置の導入が義務付けられており、日本でも「駅・空港等」「ホテル」「病院」等における高いニーズがある。
- ・ 先行事例もあり、既に技術開発が進んでいる光警報装置は導入が図りやすいため、公共施設などで優先的に整備することが適当である。
- ・ 円滑・効果的な普及に向け、当面、聴覚障がい者のニーズが高い建物のうち一定規模以上のものを中心に法令で基準を設けていく。

平成23年度

予防行政のあり方に関する検討会

義務化、設置対象、遡及等について検討した結果、義務化については慎重に検討する必要があること、その効果や維持管理方法等について設置事例等を踏まえて検討する必要があることなどの結論が得られた。

平成24年度

予防行政のあり方に関する検討会の部会である「高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する検討部会」において検討

「高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する検討部会」 検討の目的等について

【検討の目的】

消防法では、発生した火災を在館者へ知らせ避難を促す火災警報は、音による警報とされ、音以外の警報の導入・普及についてはほとんど進んでいない状況である。

このため、音による警報では覚知し難い高齢者や聴覚障害者に適した光による火災警報装置(光警報装置)の導入に向けて、モデル的に、駅、デパート、ホテル、病院等の施設に光警報装置を設置し、効果的な設置や維持管理方法に関する調査・検討を行い、技術基準等を策定することを目的とする。

【検討事項】

- ① モデル施設の募集、選定に係る必要な事項
- ② モデル施設への光警報装置の設置に係る必要な事項
- ③ モデル施設における光警報装置の実証検証に関する事項
- ④ 実証検証を踏まえた効果的な光警報装置の設置方法や維持管理方法、技術基準(案)に関する事項

部会員名簿

< 学識経験者 >

◎ 部会長 ○ 副部会長

- 金田 博 筑波技術大学産業学部総合デザイン学科教授
- 河村 真紀子 主婦連合会事務局次長
- 関澤 愛 東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授
- 野竹 宏彰 清水建設(株)技術研究所高度空間技術センター高度防火システムグループ主任研究員
- ◎ 野村 歡 元国際医療福祉大学大学院教授

< 事業所等 >

- 岩佐 英美子 社団法人日本ホテル協会事務局長
- 篠原 一博 一般社団法人日本ショッピングセンター協会専務理事
- 下村 忠男 全国興行生活衛生同業組合連合会事務局長
- 高橋 正彦 一般社団法人日本病院会副会長
- 丸山 裕弘 社団法人日本ビルヂング協会連合会
- 湯川 智美 社会福祉法人全国社会福祉協議会

< 障がい者団体 >

- 太田 陽介 財団法人全日本ろうあ連盟理事
- 川井 節夫 社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会副理事長

< 消防機関 >

- 佐々木 務 大阪市消防局予防部規制課消防設備指導担当課長
- 千葉 周平 千葉市消防局予防部指導課長
- 中村 真一 東京消防庁予防部副参事(予防技術担当)

< オブザーバー >

- 田口 雅之 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画支援振興室情報支援専門官
- 竹村 好史 国土交通省住宅局建築指導課課長補佐
- 小池 政美 国土交通省鉄道局技術企画課

検討の進め方及び検討スケジュールについて

高齢者や障害者に適した 火災警報装置に関する検討部会

- ・ モデル施設の募集要件・選定基準の検討
- ・ モデル施設における実証検証
- ・ 実証検証を踏まえた効果的な光警報装置の設置方法や維持管理方法の検討

法令基準の整備
光警報装置の設置事例集
設置ガイドライン

民間企業(コンサルタント等)

検討部会の運営補助

選定基準

選定会議(有識者で構成)
(事務局:消防庁)

募集要件

募集

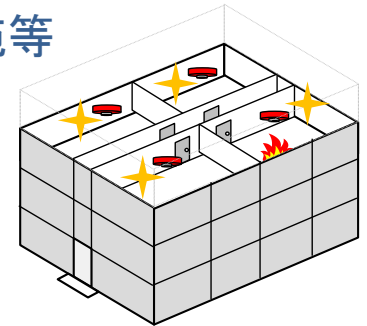
審査・選定

技術的サポート

モデル施設(40施設程度)

光警報装置の設置
実証検証の実施等

駅
デパート
ホテル
病院 / 等



設置ノウハウ
導入効果等

設置工事に
係る進行管理
執行に係る監査

設置工事

設置事業者等

検討スケジュールについて



検討の進め方について

高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する調査検討部会

【第1回】(平成24年6月21日)

- ・ モデル施設の募集要領、選定基準の検討
- ・ 設置基準(素案)の確認

【選定会議】(平成24年9月上旬) ※検討部会委員のうち、有識者により構成

応募のあった施設から、選定基準に基づきモデル施設を採択

【第2回】(平成24年9月中旬)

- ・ 決定したモデル施設の報告
- ・ 設置基準(素案)の確定

【第3回】(平成24年11月上旬)

設計段階に判明した課題に対する解決策の検討と設置基準(素案)への反映

【第4回】(平成24年12月上旬)

施工段階に判明した課題に対する解決策の検討と設置基準(素案)への反映

【第5回】(平成24年3月上旬)

- ・ 設置基準(案)の確定
- ・ ガイドラインの確定

第1回で頂いた主なご意見

- 募集にあたって、「応募要件」はわかりやすく、簡潔にすること。また、「選定要件」は詳細に策定し、なるべく多様な施設を選定すべき。
- 棟・階・テナント等建物の一部分単位でも応募可能とする方が手を挙げやすいのではないか。
- 募集の際には、施設ごとにどのような形に改修されるのかイメージできるように示すべきではないか。
グループホームの場合はどうか。
特別養護老人ホームの場合はどうか。 / 等
- 募集にあたって、応募する側が応募の可否を判断しやすくするよう、実証検証の内容、設置・施工方法等、維持管理費用の負担や設置工事等に係る期間等の、モデル施設側の負担等について明確にしておくべき。
- 光走行点滅式誘導システム等、警報後の避難についても工夫した設備を備えた施設も選定してはどうか。
- 周知方法については、効果的に実施出来る手段を検討すべき。



今後、上記意見を踏まえ、モデル施設の募集を行う予定。
なお、第2回検討部会は9月中旬の開催を予定している。